

令和7年度 第4回 神栖市水道事業料金等検討協議会 会議録（要旨）

期日 令和8年1月21日（水）

場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

時間 午後2時～午後3時

○協議事項

神栖市水道事業料金等の検討について

○出席委員 11名中9名

○アドバイザー 公益社団法人日本水道協会

○説明のために出席したもの

生活環境部長	相原康秀
水道課長	大竹栄治（事務局）
水道課長補佐	藤邨絢子（事務局）
水道課長補佐	宮内勝之（事務局）
水道課係長	間渕海（事務局）
水道課係長	栗原あゆち（事務局）
水道課主幹	大内純平（事務局）

○傍聴人 無し

○同席者 エスティコンサルティング株式会社 2名

1 開会

2 議事

案件

料金水準の算定・料金体系の設定について

説明

（事務局）

資料の目次でございますが、1 水道事業会計の仕組みについて、2 料金水準・料金体系の設定について、ご説明させていただきます。

1-1、前回のご審議の中でいただきましたご意見の中で、水道事業の会計の仕組みについてご質問をいただきましたので、資料に基づきましてご説明させていただきます。

水道事業の経営は地方公営企業法という法律に基づいて複式簿記を採用し経理を行っています。経営に必要な費用は税金ではなく皆様からいただく水道料金の収入で賄っています。この経営方式を独立採算制といいます。難しいように思えますが、皆様の家計簿と同様に一定の収入でやりくりしていくものです。

給料をもらっている家庭に置き換えますと、収入が毎月の給料やボーナスです。水道事業ではこれが皆様からいただく水道料金です。この収入は収益的収入、通称3条収入でございます。支出としては食費や光熱水費等の生活費や住宅ローン等の返済や住宅のリフォーム・家電・車の購入に備える貯蓄などがあると思います。水道事業ではこの支出にあたるものは、光熱費、人件費、修繕費となります。中でも住宅ローンの返済や住宅リフォーム・家電・車の購入に備える貯蓄が水道事業において減価償却費にあたります。

次の収入ですが、設備投資、資産となるものに関する収支は、収入となるものが少なくなり、家庭のやりくりとしては、借金か親の援助となります。水道事業会計では、やはり企業債か一般会計繰入金等となります。水道事業においては資本的収支、通常4条収支と呼ばれるものでございます。ただ、この収入だけでは、水道管工事費が不足しますので、減価償却費として内部留保しているもので補填します。

1-2、先ほどの減価償却費もそうなのですが、水道事業は、現金を伴わない収入や支出がございます。減価償却費のほかに長期前受金戻入というものがあります。

まず減価償却費でございますが、水道管の工事をした後に、その後その水道管を何年使用できることとするか地方公営企業法で決められた年数があります。これを耐用年数といたしますが、水道管は40年とされています。その下に例と記載させていただきましたが、例えば4,000万円でする工事をした場合は、 $4,000 \text{万円} \div 40 \text{年}$ で100万円となり、それから40年間毎年100万円を費用として計上していきます。次に長期前受金戻入でございますが、水道管を作るために国庫補助金をもらった場合、例といたしまして、4,000万円の工事のうち1,000万円を国庫補助金としてもらった場合、 $1,000 \text{万円} \div 40 \text{年}$ で25万円となり、それから40年にわたって毎年25万円を収入として計上します。

水道管と減価償却費と長期前受金の相関関係の図になります。水道管の資産価値としては年々減少し、減価償却費と長期前受金戻入は年々増加していきます。耐用年数が終了する40年後には減価償却費が4,000万円、長期前受金戻入は1,000万円となっています。減価償却費は支出として計上しますので、水道料金をいただいて、貯金しますが、長期前受金戻入は収入となります。この長期前受金という制度の目的は、国庫補助金をもらった分は、水道料金からいただかない、使用者の皆様からいただかないということでございます。減価償却費の4,000万円から長期前受金戻入の1,000万円を引いて、内部留保資金、貯金は3,000万円たまっているという仕組みでございます。

4,000万円かけて整備した水道管に対して40年かけてその費用を水道料金で回収する。

そしてまた、古くなった水道管をそのお金で更新するという長期間をかけたお金の循環が  
ございます。このため、減価償却費を含めた費用を賄える水道料金を設定することが水道事  
業の経営を長期間維持していくために必要なこととなります。

2-1、目次の2料金水準・料金体系の設定についての説明をさせていただきます。前回  
の第3回協議会におきまして、委員の皆様からいただいたご意見を反映し、料金体系案を追  
加いたしました。いただいたご意見といたしましては、1. 資産維持費の算入、2. 基本料  
金と従量料金の割合の変更、3. 単一性料金制の検討の3件でございます。これらのことを  
考慮いたしまして、全部で4つの案をご提案させていただきます。

追加案としましては、資産維持費を1%計上するものとそれをだんだん減額するもの。基  
本料金の割合も42%からだんだん減少させるもの。従量料金も単一型と逡増型をそれぞれ  
組み合わせまして4案となります。

2-2、資産維持費とはなにか、先ほど、水道管と減価償却費の関係についてご説明させ  
ていただきましたが、40年後の更新に備えて貯蓄していきませんが、40年後の更新費用が当時  
の整備費を貯蓄するだけで足りるのかということでございます。このことに対する備え  
として、減価償却費にプラスして積み立てた方がいいんじゃないかというのが資産維持費  
です。積み立てる金額としては、算定要領によりますと残存する水道事業の資産価値の3%  
とされています。現状といたしましても、令和6年度の水道事業の減価償却費は約7億円と  
なっておりまして、前回の水道施設更新計画では1年あたり10億円の更新工事をしてい  
きたいと提案させていただいておりますので、減価償却費だけでは賄えないのが現状で  
ございます。今まで貯蓄してきた資金残高が30億円ございますが、単純に毎年3億円不足  
する場合は10年間で枯渇します。

資産維持費につきましては、今後予測されている人口減少に備える側面もございませ  
ん。減価償却費だけでは、更新費用が不足するため、企業債等を借り入れると人口減少社会におい  
ては一人当たりの負担が大きくなります。ある程度人口がいる現在に資産維持費として費  
用を計上し、水道料金を前倒しでいただいくという考えもございませ

ん。資産維持費の算定による影響といたしまして、前回案と追加案1から4の比較でござ  
いませませんが、前回案は資産維持費を計上しておりませ

案	資産維持費	水道料金の収益	10年後の資金残高
前回案	計上していません	4.7億円	33億円
追加案1	1%の資産維持費	4.7億円	33億円
追加案2			
追加案3			
追加案4			

追加案1は1%の資産維持費で2.1億  
円が必要となります。資産維持費を計上した結果といたしましては、水道料金の収益は4.7  
億円増加し、10年後の資金残高は33億円を維持できる予測となっております。追加案2及  
び3と4については表のとおりでございまして、資産維持費の算入によって料金改定率や  
資金残高に影響があります。

2-3、基本料金の割合についてでございますが、このことにつきましても、人口減少が  
予測される中であっては、使用水量に頼った水道料金体系では、将来の経営に支障をきたし  
ていくという観点で、再度検討させていただきました。

現行の水道料金は基本料金と従量料金使用水量分が2対8の割合となっております。グラ  
フを見ていただきますと、算定要領通りの割合とした1案は基本料金と従量料金は4対6

とするのが望ましいという結果になりました。

2-4、追加案のとおりに料金改定を行うと、皆様からいくらもらうことになるのか、それぞれお示しいたします。

まずは前回案でございますが、こちらは、使用者負担を考慮し今後5年間にかかる費用のギリギリのところ、足りないところは貯蓄をくずしていく案となります。基本料金と従量料金の割合は現行と同じで2対8でございます。表からもわかるとおり、料金の値上げを抑えた案となっております。この案の場合今後5年間の経営については順調にできると思いますが、5年後の料金見直しの際には、貯金も少なくなり、現状維持することに重きが置かれ、資産維持費の算入や基本料金の割合の見直しを行うことはできないかもしれません。案を提示しておいて申し訳ありませんが、近い将来に自転車操業的な運営になっていくことが予測されます。

追加案1でございますが、資産維持費を1%算入し、基本料金割合を算定要領どおりに4対6にして、従量料金を単一にしたものでございます。水道料金体系の理想像となります。料金表をご覧くださいませても、基本料金の値上げ額が大きくなっております。料金順位グラフにおきましては、口径20mmについては県内1位となる予測となりました。右の表では工場用の水道料金でございますが、大幅な値下げとなります。この案は水道使用量が減少したとしても経営は安定していくものと考えられます。しかしながら、使用者の皆様の水道料金が大きく変わることから、現実的な案ではないと考えております。委員の皆様には理想と現実の格差を確認していただくため、この案を作成いたしました。理想の形をいったん頭においていただいて、次の案から現実的に実行可能な改定案を提示させていただきます。

追加案2でございますが、これは資産維持費を0.5%とし、基本料金と従量料金は3対7で従量料金は逓増制を採用したものでございます。基本料金割合を高めるため、基本料金を値上げし、従量料金は値下げすることとなっております。この案でも家庭用の値上げが大きく、工場用は据え置きかまたは値下げになることもあります。この案においても経営が安定することが予測されますが、家庭用の水道料金の値上げが大きく、物価高の現在において、家庭の負担が大きくなることが懸念されます。

追加案3でございますが、これは資産維持費を0.2%とし、基本料金と従量料金は3対7で従量料金は逓増制を採用したものでございます。この案におきましても基本料金割合を高めるため、基本料金を値上げし、従量料金は値下げすることとなっております。この案でも家庭用の値上げが大きく、工場用は改定率を下げている分値下げになります。この案においても、家庭の負担が大きくなることが懸念されます。

追加案4でございますが、これは資産維持費を0.2%とし、基本料金と従量料金の割合を追加案3よりも従量料金の割合を高めたもので、追加案3と改定率は変わっていません。この案におきましては現行の料金体系に近づけ、家庭用も工場用もある程度均等に値上げしているものでございます。この案は様々な使用者に均等な負担をお願いするものとなり、実行可能な現実的な案と考えております。水道料金体系の理想である、資産維持費を算入す

る、基本料金の割合を高める、単一料金制に少しでも近づけること、理想に向かって方向性を転換することができているのではないかと考えております。今回の料金改定から5年後の水道料金の検討においても、この方向性を踏襲し、資産維持費を高め、基本料金の割合を少しずつ高めていく土壌を作ることができるのではないかと考えております。

また、資産維持費の割合につきましても、算定要領では3%とされておりますが、1%を費用に上乗せしただけでも、料金が大幅に上昇することがおわかりいただけたと思います。1%から下げて2パータンの割合を提示させていただきましたが、明確な割合の根拠はなく、使用者の皆様のご負担を考慮した上での逆算による算出となります。資産維持費を算入していない前回案は資金残高が枯渇し、企業債を借りながら、当年度のりきることが精一杯の状況になることは予測できる場所でもありますので、今回、資産維持費を最低限に抑えて算入して料金改定を行ったうえで経営分析を行い、今回の改定から5年後の水道料金の検討において資産維持費の算入の考え方を整理していくべきではないかと考えております。また、現場の意見として、水道料金を滞納する方がいらっしゃいます。昨今の収納率は99.3%程度を維持しておりますが、一定数滞納する方があり、事情を聞き取りますと、生活が苦しい、母子家庭で収入が少ない、病気で働けないなど様々ですが、物価高の昨今の情勢を考えますとやはり急激な料金の上昇は避けたいと考えております。

このようなことから、事務局側が現実的な案として提案させていただくものはこの追加案4となります。

2-5、案毎に実際の毎月の負担がどうなるのかをお示ししたものでございます。

2-6、10年後の将来予測の比較グラフとなっております。見ていただくポイントとしては、今回の改定から5年後の改定率や緑の棒グラフの資金残高がそれぞれ案によって変わってきています。前回案は次回改定率が19.8%で資金残高は6億円、追加案1は29.6%で資金残高は33億円、追加案2は24.4%で資金残高が21億円、追加案3と4は21.3%で資金残高は14億円となっております。どの案におきましても経営が赤字になることはありません。ただ、資産維持費割合を高い案ほど次回の料金改定も高くなります。

私からの説明は以上でございます。皆様からご質問やご意見をいただきました後に、追加案4でご意義がなければ、この案で経営戦略の策定と市長への意見書をまとめることとなりますので、ご検討をよろしく願いいたします。

## 質疑応答

(委員)

結局どれがいいのかの判断をするためには、2-6の補填財源残高を幾らぐらい持っておくべきなのかを決めないと、議論にならないと思います。令和6年末は32億あって、前回案は6億まで下げてもいいというお考えがあったと思いますが、今日の説明だと6億は厳しいとおっしゃってます。そこがはっきりしないと、どれがいいかと尋ねられても、結論が出せません。水道事業として、どれぐらいのお金を持っておくべきなのか、幾ら持って

いるのが経営として健全なのかというところをはっきり示していただきたい。毎年10億かけるから10億以上を持ちたいというのは理由にならないと思います。

何か大きなトラブルがあった場合に、事業としてどれぐらいの資金を持っておかなければならないのか、何かを想定したときの、補填財源残高の持ち方というものをしっかり持つておかないと、市民の皆様への説明もできないし、市長へ説明しても納得いただけないような、その考え次第で決まってくるように思います。

(事務局)

算定要領の中でも、現金をどのくらい持つておくべきかという決まりはありませんが、神栖市水道事業の経営戦略としては、20億円を維持していこうとしていました。根拠としては、仮に大震災などの災害が起きたときに、東日本大震災のときもそうだったのですが、水道が出ないので料金をいただけない期間がありました。その間も、人件費や、電気代、委託していることをやめることはできないので委託料などの固定費はかかります。そのため災害等が起きて、1年間料金収入がなくてもやっていけるぐらい持つておこう、という基準で経営戦略では20億円としていました。年間の給水収益が約24億円ですので、そのくらいをもつておきたいということです。年度収支は、水道料金を上げれば残高6億円でももちますが、何かあったときに、ということで平均的なところだと給水収益の半分ぐらいを持つているところが多いです。

大規模な災害等が起きたときは、国の助けが入りますので、大体3ヶ月～6ヶ月くらいお金を持つておけばいいんじゃないかというところでは、前回は6億円、3ヶ月耐えられれば助けが入るのではないかとというところで提案しましたが、単年の収支は黒字を維持できる料金改定案を提示しています。貯金の部分は、災害等が起きたときにどれだけ耐えられるかで、14億円あれば半年くらい耐えられる、というところでは、

(委員)

結果14億だから理由を後付けするのではなく、先に計画・目標があり、それに見合うように計算していくものではないのですか。

(事務局)

前回の経営戦略のときは、資金残高を20億円確保する、など条件を決めて逆算していききました。今回は資産維持費という考え方も入りましたので、資産維持費を含めて、資金残高をどれくらいに設定するかというところで、逆算してみたところでは、経営戦略を定めるときには、資金残高を幾らまで持つていい、というのを定める必要があるため、今回は資産維持費0.2%を盛り込んで14億円というあたりを基準にしたいと考えております。

(アドバイザー)

水道料金の考え方について、資金残高のお話もありましたが、事業を継続するためには更新をしていく必要があります、その財源を減価償却費と資産維持費で確保する場合、案1の1%では、経営の側面から数十年先のことを考えると、協会が示している3%を全国標準とするならば少ないと思います。一方で神栖市の様々な状況を考えると、資産維持費1%を何とか確

保していくことが、長期的な目標になると思います。ただ、すぐに1%というのは当然住民負担に大きく影響がある。それをどこまで抑えながら、いかに理想像に近づけていくかをここでご議論いただいたほうがいいのではないかと思います。

そういった意味では、追加案2の0.5%と、案3・4の0.2%でいくなれば、経営の側面から見たら、やはり0.5%にしたほうがいいです。いずれやっていくのであれば、例えば今回0.2%とすると、次の改定するときには、もっと上げないと足りない。次回は今回諦めた0.3%部分をプラスして、0.8%になるかもしれない。住民負担は、いずれどこかでは来ます。今回住民負担の軽減との側面から、案4にした場合には、理想像に近づけるためには5年後には0.8%となりますので、現在お使いの皆さんにも一定の負担をいただき、将来の負担と平準化していくとの考え方も持つ必要があると思います。

もう1点は、経営の側面から基本料金の割合を高めることです。人口減少とともに使用水量が減っていく中にあるのは、経営の側面から考えると本来は8割ぐらいを基本料金でもらうというのが理想ですがそれでは余りにも高過ぎる。協会がお示ししている算定要領通りの4割程度を基本料金でいただくところまで行きたいですが、どこかでは目標に近づけるために住民負担を考えながら上げていく必要があることを考えると、今回基本料金の割合を30%に上げるというのも、経営の側面からは良いことです。

以上の点から、経営の側面から考えると将来の負担、理想像にできるだけ近づける案2が良い、となると思います。一方で、現状の住民負担だけを見ると案4が良い、となると思います。ただ次の5年後、或いは10年後、その先というところを考えたときに、平準化していくというのであれば、今回案2で平準化していったほうが、将来的な住民負担の軽減にも繋がるという側面も見られますので、その辺を皆さんでご議論いただきたいと思います。

(委員)

今の意見を聞いてまして、将来的には基本料金の割合も、使用料も段階的に上げなきゃいけないということで、住民の方に納得いただければいけないと思うとなると、一番は改定率がどのぐらいが世の中の平均なのか。全国的なデータをお示しいただきたいと思います。

(アドバイザー)

一律にデータが全部そろってるわけではないんですけども、15%から大きいところで30%、平均でいうと20%程度というのが今の全国的な傾向というところです。

また、資料のなかで茨城県内の順位を並べていますが、これは市の考え方であるとか、創設時期、更新をどれぐらいやっているかで大きく変わるため、一律にこの表での順位が経営状況の善し悪しの順位というわけではないので、その点も補足させていただきたいと思います。

(委員)

最終的に案3と4の違いっていうのが、基本料金の割合が23%と30%というところだと思うんですが、案3の30%ですと、一般家庭の方の負担が金額は小さいですけど改定率

率は上がって、工場などの企業はあまり変わらないか逆に料金が下がるイメージ。対して案4は基本料金の割合を下げることで個人の方の改定率を下げる代りに、工場などの企業も7%程度上がるというようなイメージで作られていると思います。先ほどアドバイザーがおっしゃったように、今後基本料金の比率を上げていった方が良いということはあると思いますが、事務局としては案4で進めたいとの考えに変わりはないでしょうか。

(事務局)

神栖市は人口が緩やかに減少していくことが想定されており、困るほど急激に使用水量が減るとは予測されておりません。工場からの収入は大きいと、そちらからもあと少しご負担いただいて、一般家庭だけでなく均等に値上げをしたいという考えがございます。そうすることで、逓増制から単一料金へという理想像から遠ざかるというジレンマもありますが、今の神栖市の地域性といえますか、家庭用工場用の使用水量のバランスもありますので、この地域を生かした水道料金体系が、今のところは望ましいのではないかと考えております。先ほどアドバイザーからいただいたご意見と相反しますが、地域の特色がありますので、今のところは、30%まで基本料金の割合を高めることに踏み出すには抵抗がある、との考えがございます。

(委員)

水道料金会計の仕組みについてのご説明ありがとうございました。前回質問し、お答えいただいてもちょっと理解できない点がありましたが、今回大変わかりやすくご説明いただいて理解することができました。

質問ですが、案1の料金体系が単一料金制、案2~4については逓増制を取られているかと思うのですが、仕組みを変えている根拠は何がありますでしょうか。

(事務局)

同じ水を使っているのだから使う量によって単価が変わるのはおかしい、どれだけお水を使っても単価が一緒という単一制が理想像としては望ましい、逓増制は特殊な方法という記載がございます。今、単一制の料金改定をした場合、一般家庭の料金負担がとて重くなってしまうため、多く使っているところからいただきたいということです。単一制にすると大口径の工場が月あたり100万円近く減額になっていると思います。先ほども申し上げましたが、今のところは神栖市の地域性、特色を生かした水道料金体系にするべきではないかと考えております。これも理想と反してしまうところではありますが、単一制にすることで工場が減額になる分を一般家庭からの負担で賄う必要がある、一部の負担増が顕著になり過ぎてしまうことから、今回単一制は諦めたというところでございます。

(委員)

案2から4を単一制にすると、一般家庭の料金が上がってしまうという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

先ほど、料金の未納のお話もあり、水道なので市民生活に直結していて、物価高もありますので、そういった判断があったということで承知しました。

今の経済状況として物価高がありますが、前回の料金改定検討の際は据え置いたということですが、今回は据え置くという考えはないのですか。

(事務局)

シミュレーションの中では、料金改定をしない場合2・3年後には経営が赤字になることが予測されておりますので、料金改定をしない選択もできなくはないですが、その場合、計画通りに更新工事ができないということになります。水道料金を抑えるために更新工事を10億円やりたいところを、逆算して5億にすることもできますが、それは管路の耐震化などのやるべきことを先送りにするということになります。

(委員)

経営状況を考えると財源は多いに越したことはないと思いますが、今の世の中の事情を考えると、上げるのが適正なのかなという考えもあります。料金改定の今後の進め方についてですが、市長に意見書を提出とのお話がありましたが、この会議だけでの審議になると考え方が偏ったりということも、もしかしたら出てくるのではないかと懸念しています。一般の市民の皆様への説明の機会や、ご意見を伺う機会がどこかであるとの理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

この協議会で決めたことを、すぐにそのまま料金に反映することはもちろんできません。次回の協議会を5月に予定しており、その中でこの協議会としての意見書を取りまとめまして、市長に提出いたします。その後、市議会議員へ説明をするという流れになります。市議会議員は市民の代表というところもありますので、説明していく中でご意見をいただいて、修正になる可能性はございます。議会に諮る必要もあり、水道料金は条例で定めているため、正式に議会で認めていただくために条例改正案を出すという流れになります。議会が否決されてしまうと、料金を上げることはできません。

市民の皆様への広報として、検針の際に料金改定のお知らせチラシのようなものをお配りしまして、ご理解いただくタイミングを作りたいと考えております。

(委員)

市民の皆様が知らない間に、値上がりするというようなことがないようにお願いいたします。

(事務局)

はい。

(委員)

水道水も食品なので、生活に欠かせない水の安心安全の維持のための値上げは食品衛生協会として賛成です。神栖地区は鹿行地区の中でも一番規模が大きい地区です。地域の状況

も考えまして、安心安全のための値上げは賛成なのですが、急激な値上げとなると会員の方からも結構苦情が来ます。事務局が推奨されました案4を、持ち帰って皆さんから意見を聞きながら賛成の方に持っていきたいと思っています。

(事務局)

よろしくをお願いします。

(会長)

それではこの水道料金協議会での方針として、意見の集約として、事務局の提案しておりました案4ということで、進めていただくことにしてよろしいでしょうか。

(異議なしの発言あり)

(会長)

それでは追加案4で決定いたします。

### 3 その他

(事務局)

次回の協議会ですが、全5回を予定してましたので次回が最後ということになります。

今回の会議のご意見を反映させていただきまして、市長へ提出する意見書の案と、今後の水道事業の経営について取りまとめて、経営戦略としてまとめたいと思っています。日程は令和8年5月を予定しております。

また、第1・2・3回の会議の議事録をホームページ上に公表しておりますので、参考にご覧ください。本日の会議についても、会議録を掲載する予定でございます。

○閉会 午後3時

(会長)

閉会を告げる。

○説明に要した資料

・神栖市水道料金等検討協議会資料

(料金水準の算定・料金体系の設定)